

## 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）について

### （１）子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法において、国の基本指針に基づき、市町は、子ども・子育て支援事業計画(以下「市町計画」という。)、県は市町を支える子ども・子育て支援事業支援計画(以下「県計画」という。)の策定が義務づけられています。(いずれも5年1期)

**（県計画における必須記載事項）**

幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策（ 幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。）

幼児期の学校教育・保育等に従事する人材の確保・資質向上

市町が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障がい児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

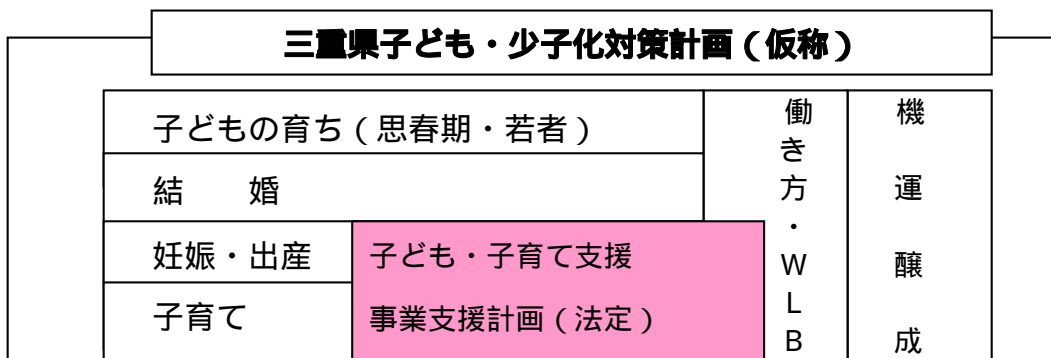
**（県計画における任意記載事項）**

市町の業務に関する広域調整に関する事項

教育・保育情報の公表に関する事項

職業生活と家庭生活との両立に関する事項

### （２）三重県子ども・少子化対策計画（仮称）のイメージ



**基本理念**

- 「結婚したい人が結婚でき、産みたい人が安心して産み育てられる」ように取り組み、県民の幸福実感を高めていくことをめざす
- 子ども条例の基本理念

### 関連する計画

（新計画期間）

- ・ 三重県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法）法定義務 （H27～H32）
- ・ 三重県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法） 努力義務 （H27～H32）
- ・ 三重県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法） 努力義務 （H27～H32）
- ・ 三重県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び寡婦福祉法） 努力義務 （H27～H32）